

令和7年度第2回

浜松市

障害者施策

推進協議会

## 会議資料

### **CONTENTS**

1 議事内容

- (1) 令和8年度予算案の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- (2) 令和8年度予算案における主な事業について・・・・・・・・・・・・ 4ページ

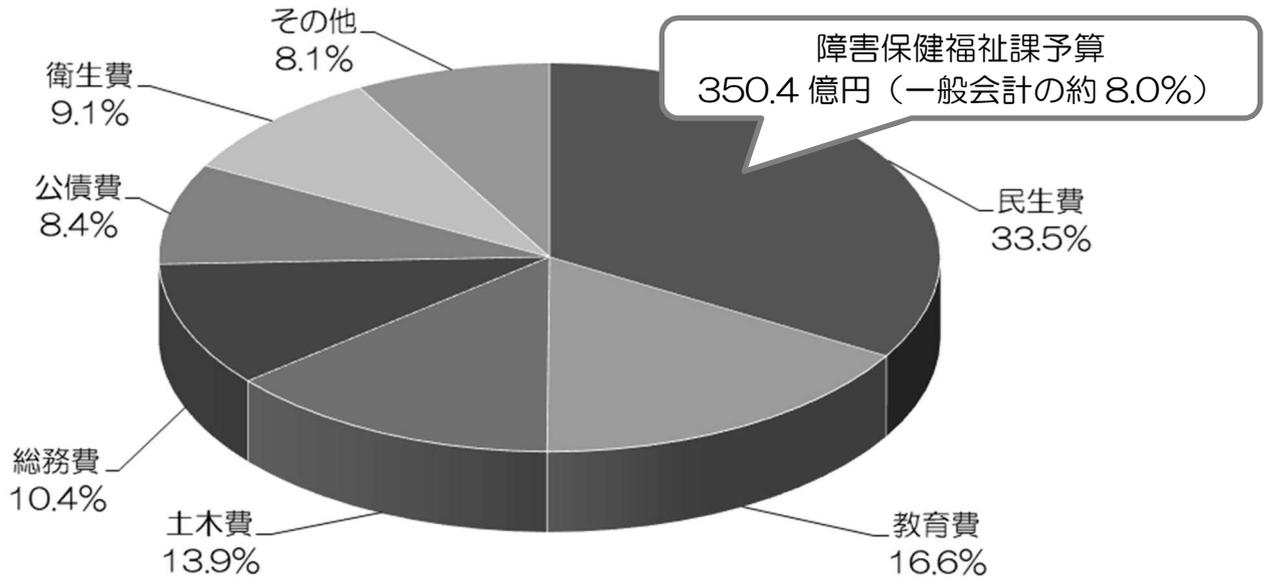
2 報告事項

- (1) 令和8年4月1日付組織改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13ページ

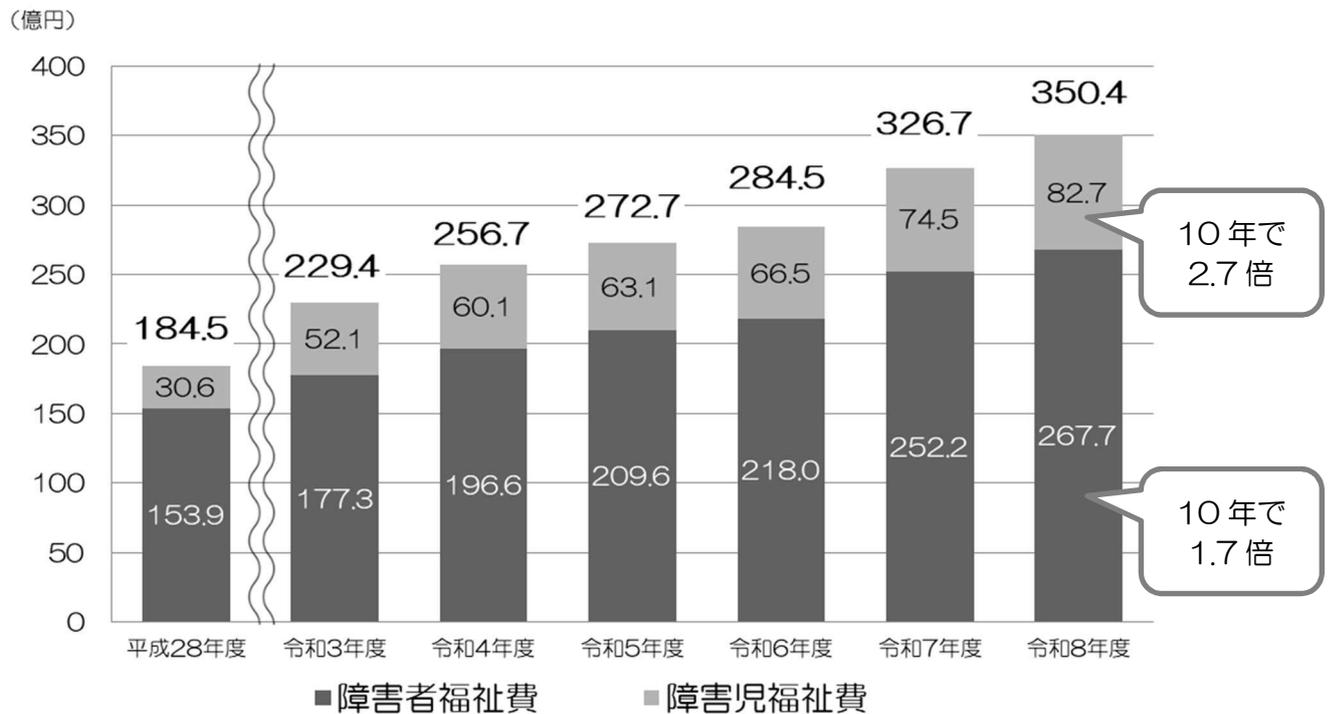
# (1) 令和8年度予算案の概要について

## ①浜松市予算の内訳

一般会計 4,401.0 億円 (R7: 4,160.0 億円 前年度比 5.8%増)  
 民生費 1,475.1 億円 (R7: 1,390.8 億円 前年度比 6.1%増)  
 うち障害関係 350.4 億円 (R7: 326.7 億円 前年度比 7.3%増)

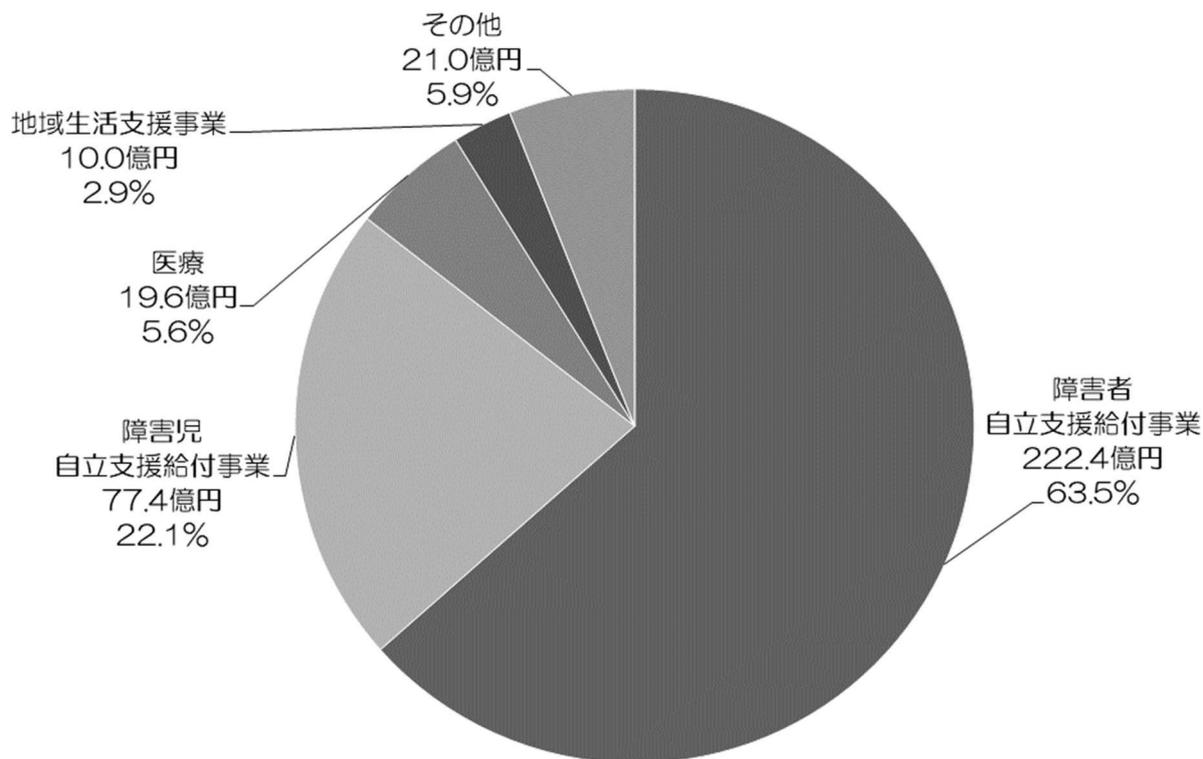


## ②障害保健福祉課予算の推移



※表示単位未満の千円単位で伸び率を算出しているため、計算結果が合わないことがあります。  
 ※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがあります。

### ③障害保健福祉に係る令和 8 年度予算の内訳



事業名	主なもの
障害者自立支援給付	介護給付、自立支援医療、補装具
障害児自立支援給付	障害児通所支援、介護給付、補装具
医療	重度心身障害者医療費助成、精神障害者入院医療費助成
地域生活支援	相談支援事業、日常生活用具助成、移動支援・日中一時支援
その他	手当、指定管理料（発達医療総合福祉センター等）、外出支援事業（バス・タクシー券等交付）

#### 【財源内訳】

区分	金額 (億円)	割合	主なもの
国費	158.5	45.2%	障害者自立支援給付費負担金、障害児通所支援費負担金
県費	71.9	20.5%	障害児通所支援費負担金、障害者自立支援給付費負担金
市債	0.7	0.2%	障害者施設整備事業債
その他	1.6	0.5%	心身障害者扶養共済保険金収入
一般財源	117.7	33.6%	
合計	350.4	100.0%	

## (2) 令和8年度予算案における主な事業について

### 【臨時】障害福祉計画策定事業（障がい福祉実施計画等策定支援事業）

#### 1 目的

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とし、令和9年度から令和11年度までの3年間の浜松市障がい福祉実施計画及び浜松市障がい児福祉実施計画を策定するもの。

#### 2 背景

- ・障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定において、計画策定が義務付けられている。
- ・「第7期障がい福祉実施計画」及び「第3期障がい児福祉実施計画」が令和8年度に終期を迎える。

#### 3 事業内容

第8期浜松市障がい福祉実施計画及び第4期浜松市障がい児福祉実施計画（計画期間：令和9年度～令和11年度）の策定にあたり、専門的な知見・技術を要する業者に、計画案の編集作業、計画書の印刷製本等の支援を委託する。

##### (1) 実態把握、分析

- ①国や他市の障害者施策に係る動向・実態把握
- ②アンケート調査結果（令和7年度実施）からの課題整理・分析
- ③現行計画の進捗状況からの課題整理

##### (2) 計画書案の作成

国の指針に基づく計画書素案の作成、サービス利用見込み量の推計

##### (3) 計画書、計画書概要版の作成・印刷・製本

計画書：600部、概要版：1,000部、音声版（CD-R）：10部、ホームページデータ

#### 4 R8事業費 6,385千円（財源 一般財源 10/10 6,385千円）

- ・委託料 6,385千円

（単位：千円）

区分	総事業費	R6決算	R7		R8	R9	R10
			当初	現計			
事業費	6,385	-	0	0	6,385	0	0
財源内訳	国・県	0	-	0	0	0	0
	その他	0	-	0	0	0	0
	市債	0	-	0	0	0	0
	一般財源	6,385	-	0	0	6,385	0

(拡充) 障害者 (児) 日常生活用具費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課  
電話: 457-2863

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	193,415	79,183	0	0	114,232

※障害者日常生活用具費助成事業、障害児日常生活用具費助成事業の合計

目的	日常生活用具費の助成により、在宅の障害者が家庭生活を営むうえでの不便を解消するとともに、自力で生活を営むことを容易にし、福祉の増進を図る。														
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアを必要とする障害児者の発電機、人工呼吸器用外部バッテリー等（以下、発電機等）の用具について、用具の助成開始から15年以上経過し、故障等により利用できない状況が確認されている。</li> <li>・ 発電機等の再助成がなされないことで、医療的ケアを必要とする障害児者について、緊急時の非常用電源等の確保に支障が出ている。</li> </ul>														
事業内容	<p>1 身体障害者等の日常生活能力向上を図るための用具購入に対する助成 ＜主な助成対象用具＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>対象者</th> <th>R8 対象者数</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストマ装具</td> <td>ストマ増設者</td> <td>1,094 人</td> <td rowspan="3">原則 1 割</td> </tr> <tr> <td>特殊寝台</td> <td>下肢又は体幹機能障害 2 級以上</td> <td>10 人</td> </tr> <tr> <td>情報・通信支援用具</td> <td>上肢又は視覚障害 2 級以上</td> <td>12 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (拡充) 発電機等の再助成を追加                  (1) 対象者 身体障害者、知的障害者、難病患者                  (2) 対象経費 重度身体障害者等の日常生活能力向上を図るための用具購入                  (3) 再助成対象器具                  ・ 発電機（正弦波インバーター発電機）                  ・ ポータブル電源（蓄電池）                  ・ DC/AC インバーター</p> <p>＜ポータブル電源（蓄電池） 写真＞</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div> <p>補助対象機器 障害者（児）等又は介護者が容易に使用できるもの</p> </div> </div>	種目	対象者	R8 対象者数	自己負担額	ストマ装具	ストマ増設者	1,094 人	原則 1 割	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	10 人	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害 2 級以上	12 人
種目	対象者	R8 対象者数	自己負担額												
ストマ装具	ストマ増設者	1,094 人	原則 1 割												
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	10 人													
情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害 2 級以上	12 人													

<b>(拡充) 重度障害児医療費助成事業</b>	健康福祉部障害保健福祉課 電話：457-2212
--------------------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	215,847	8,000	0	0	207,847

※国の補正予算対応

<b>目的</b>	20歳未満の障がいのあるこどもの福祉の増進を図るとともに、疾病やケガの早期治療により、医療費の抑制及び保護者の経済的負担軽減を図る。													
<b>背景</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害児医療費について、令和6年4月から乳幼児(※)の通院にかかる医療費無償化を実施している。※乳幼児：6歳以下で小学校就学前の3月31日までの児童</li> <li>・重度心身障がい児の疾患の療養にかかる医療費助成を行うことで、保護者の経済的負担を軽減する。</li> </ul>													
<b>事業内容</b>	<p>障がいのある20歳未満のこどもの医療費負担に対する助成制度を拡充する。</p> <p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1、2及び3級所持者</li> <li>・療育手帳A及びBの一部の所持者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級所持者</li> <li>・特別児童扶養手当1級及び2級</li> </ul> <p>2 自己負担額の見直し内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">時期</th> <th style="width: 45%;">令和8年9月まで</th> <th style="width: 40%;">令和8年10月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成内容</td> <td>           入院…無料            (食事療養費は自己負担)            通院…1医療機関500円/月            (乳幼児に限り原則無料)         </td> <td style="border: 2px solid black;">           入院…無料            (食事療養費を全額助成)            通院…無料         </td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">あり</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">休診日・時間外診療…1医療機関500円/月</td> </tr> </tbody> </table>		時期	令和8年9月まで	令和8年10月以降	助成内容	入院…無料 (食事療養費は自己負担) 通院…1医療機関500円/月 (乳幼児に限り原則無料)	入院…無料 (食事療養費を全額助成) 通院…無料	所得制限	あり		備考	休診日・時間外診療…1医療機関500円/月	
時期	令和8年9月まで	令和8年10月以降												
助成内容	入院…無料 (食事療養費は自己負担) 通院…1医療機関500円/月 (乳幼児に限り原則無料)	入院…無料 (食事療養費を全額助成) 通院…無料												
所得制限	あり													
備考	休診日・時間外診療…1医療機関500円/月													

<通院及び食事療養費を含む入院費用が無料>



【入院】



【通院】



受給者証



医療費自己負担

【令和8年10月1日～】

**無償化**

(時間外除く)

(新規) 医療的ケア児者情報管理・連携システム  
導入事業

健康福祉部障害保健福祉課  
電話: 457-2864

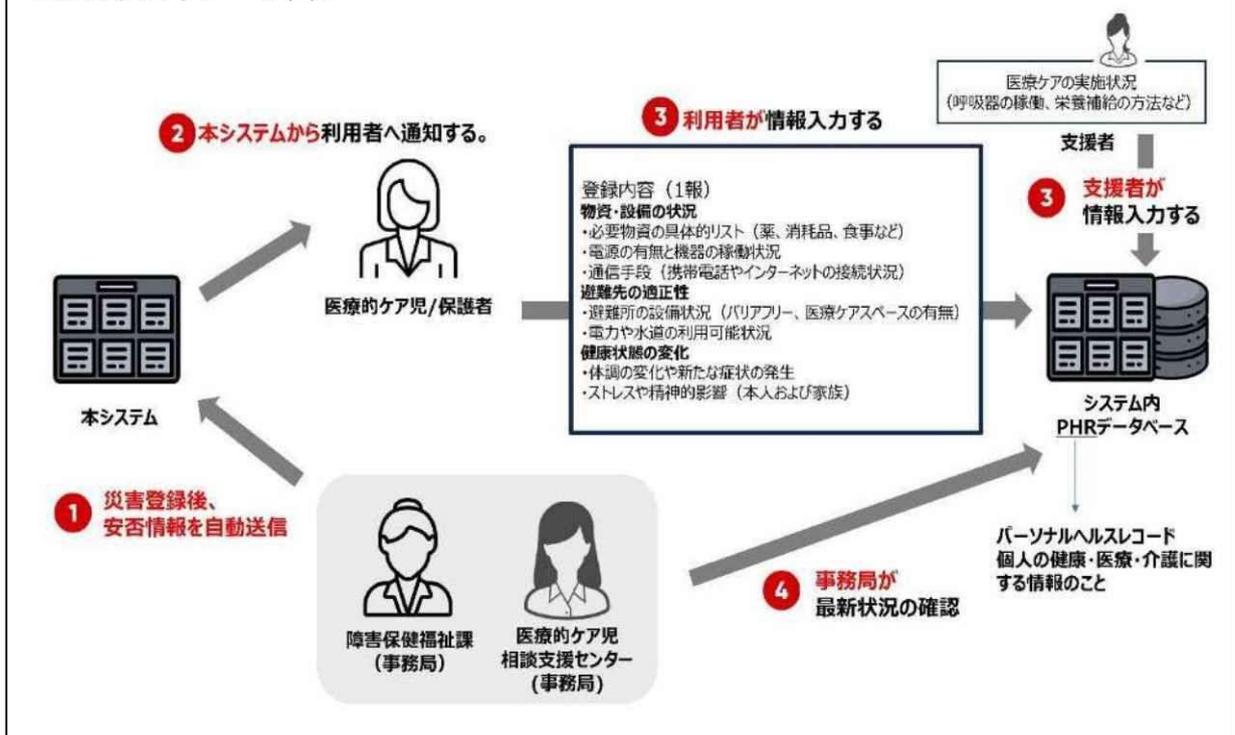
(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	3,553	0	3,100	0	453

※障害者政策デジタル運営経費の一部

目的	在宅の医療的ケア児者の平常時の情報共有と災害時の迅速な支援のため、医療的ケア児者（保護者含む）、支援者及び管理者（市、医療的ケア児等相談支援センター）を円滑につなぐ支援体制の構築を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児者は人工呼吸器や胃ろう等の日常的な医療的支援を要するため、災害発生時に健常者よりも命の危険に直結しやすい。</li> <li>令和6年度に浜松市医療的ケア児等相談支援センターを開設し、対象者を把握するも、随時の情報更新に課題があり、有事の際に適切な対応が出来ない可能性がある。</li> </ul>
事業内容	<p>市内在住の医療的ケア児等の情報を管理する Web システムを導入する。</p> <p>1 導入効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時：関係者及び支援者が掲示板機能を活用し、情報共有が可能</li> <li>災害時：医療的ケア児者が現在状況を入力することにより、支援者及び関係機関が緊急対応の必要性について確認が可能</li> </ul> <p>2 対象者数</p> <p>65歳未満の医療的ケア児者 516人（令和7年5月31日時点）</p>

<システムイメージ図>



PMH 導入対応改修事業

健康福祉部障害保健福祉課  
電話:457-2864

(単位:千円)

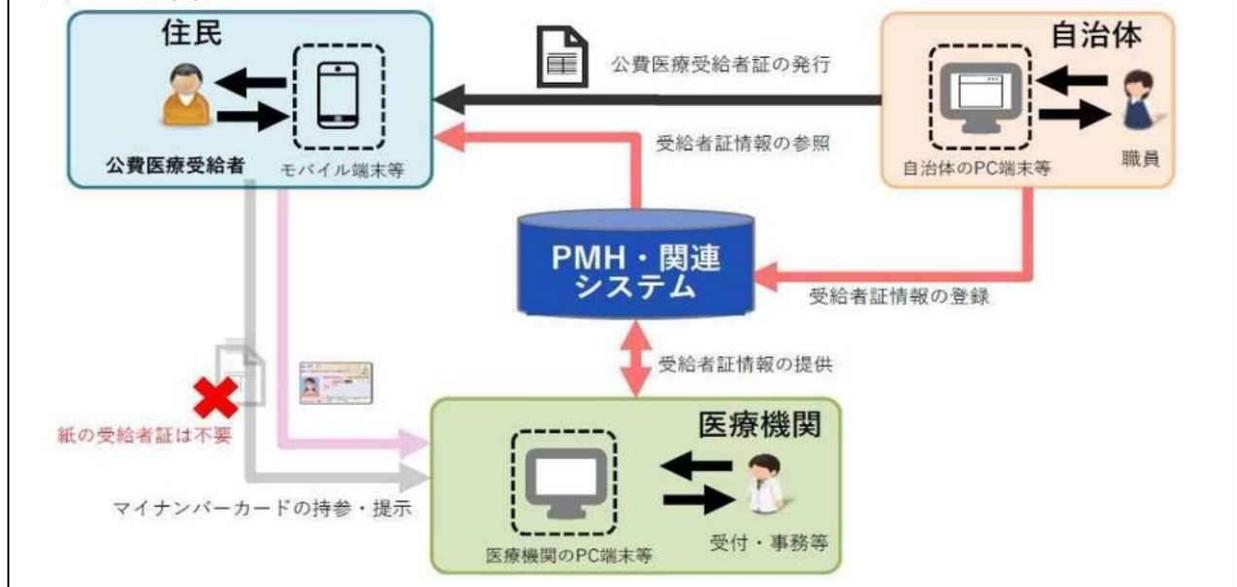
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	16,720	6,980	0	0	9,740

※関連課 こども家庭部児童相談所 (電話:457-2703)

※障害者支援デジタル運営経費の一部、児童相談所デジタル運営経費の一部の合計

目的	市が運用する障害者福祉システム及び障害児施設受給者管理システムとデジタル庁のPMH (Public Medical Hub) 医療費助成システムを連携することで、医療費助成受給者の利便性の向上と医療機関及び職員の負担軽減を図る。
背景	国は、マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を推進するため、自治体や医療機関等が医療費助成に関する情報をオンライン上で共有するためのシステムとして「PMH システム」を開発し、全国的な運用を令和8年度から開始する。
事業内容	<p>1 障害者福祉システム PMH 導入対応改修事業 12,760千円 (国1/2 以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象制度、対象者数</li> <li>自立支援医療 精神通院 17,328人</li> <li>自立支援医療 更生医療 1,225人</li> </ul> <p>2 障害児施設給付費受給者管理システム改修事業 3,960千円 (国1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象制度、対象者数</li> <li>障害児入所医療 20人</li> </ul> <p>3 国事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度 情報連携基盤の整備と先行実施事業の開始</li> <li>令和6、7年度 情報連携基盤の拡充と先行実施事業の参加自治体の拡大</li> <li>令和8年度 全国的な運用の順次開始</li> </ul>

<イメージ図>



社会福祉施設整備費助成事業（改築・大規模修繕）

健康福祉部障害保健福祉課  
電話：457-2034

（単位：千円）

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,051,101	449,808	530,900	0	70,393

※関連課 健康福祉部福祉総務課（電話：457-2326）、健康福祉部高齢者福祉課（電話：457-2886）

※障害者施設整備費助成事業（補助金）の一部、老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）の一部、保護施設整備費助成事業（補助金）の合計

目的	社会福祉法人等が行う社会福祉施設等の整備に対する助成により、社会福祉の増進を図る。					
背景	既存施設の老朽化により、障害福祉サービス等事業所における強度行動障害を有する者への対応、困難事例への対応に伴う適切な支援環境の提供等の課題及び保護施設における空調設備等の不具合等の課題が出ている。					
事業内容	社会福祉施設等の整備（改築及び大規模修繕）に対する助成					
	1 改築 756,833千円					
	施設区分	法人名	施設名	サービス	補助額	
	障害福祉サービス等事業所	(福)みどりの樹	さつき	生活介護	20人	64,500千円
			まつぼっくり	生活介護	20人	64,500千円
	老人福祉施設	(福)十字の園	浜松十字の園	特別養護老人ホーム	40人	82,120千円
	救護施設	(福)天竜厚生会	清風寮	救護施設	90人	545,713千円
	2 (新規)大規模修繕 294,268千円					
	施設区分	法人名	施設名	サービス	補助額	
	老人福祉施設	(福)聖隷福祉事業団	いなさ愛光園	特別養護老人ホーム	70人	86,100千円
(福)三幸会		三幸の園	特別養護老人ホーム	110人	119,563千円	
(福)松風		みずうみ	特別養護老人ホーム	80人	88,605千円	
<いなさ愛光園 現状写真>						
						
屋根防水更新予定部分			天井張替工事予定部分			

社会福祉施設整備費助成事業（防災・減災対策等）

健康福祉部障害保健福祉課  
電話：457-2034

（単位：千円）

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	398,636	316,221	73,400	0	9,015

※関連課 健康福祉部高齢者福祉課（電話：457-2886）、健康福祉部介護保険課（電話：457-2875）

※障害者施設整備費助成事業（補助金）の一部、障害児施設整備費助成事業（補助金）、老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）の一部、介護サービス提供基盤整備費助成事業（補助金）の合計

目的	社会福祉法人等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化を図る。				
背景	「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、国は高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、当該事業を補助対象としている。				
事業内容		区分	実施事業所	事業費	負担割合
	1	非常用自家発電整備	12事業所	143,973千円	
		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援	4事業所	38,494千円	国 10/10
		高齢者施設等の非常用自家発電設備整備	4事業所	88,310千円	国 2/3 市 1/3
		障害者支援施設等の非常用自家発電設備整備	4事業所	17,169千円	国 2/3 市 1/3
	2	大規模修繕	5事業所	77,542千円	
		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援	3事業所	38,530千円	国 10/10
		国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等	2事業所	39,012千円	国 1/2 市 1/2
	3	給水設備整備	2事業所	54,957千円	
		高齢者施設等の給水設備整備	2事業所	54,957千円	国 2/3 市 1/3
	4	水害対策強化	1事業所	28,288千円	
		高齢者施設等の水害対策強化	1事業所	28,288千円	国 2/3 市 1/3
	5	その他	4事業所	93,876千円	
		介護施設等の施設設備開設準備経費等支援	3事業所	52,376千円	県 10/10
		地域密着型サービス等整備等助成	1事業所	41,500千円	

(新規) 佐鳴台地区施設複合化事業	学校教育部教育施設課 電話: 457-2403
-------------------	----------------------------

(単位: 千円)

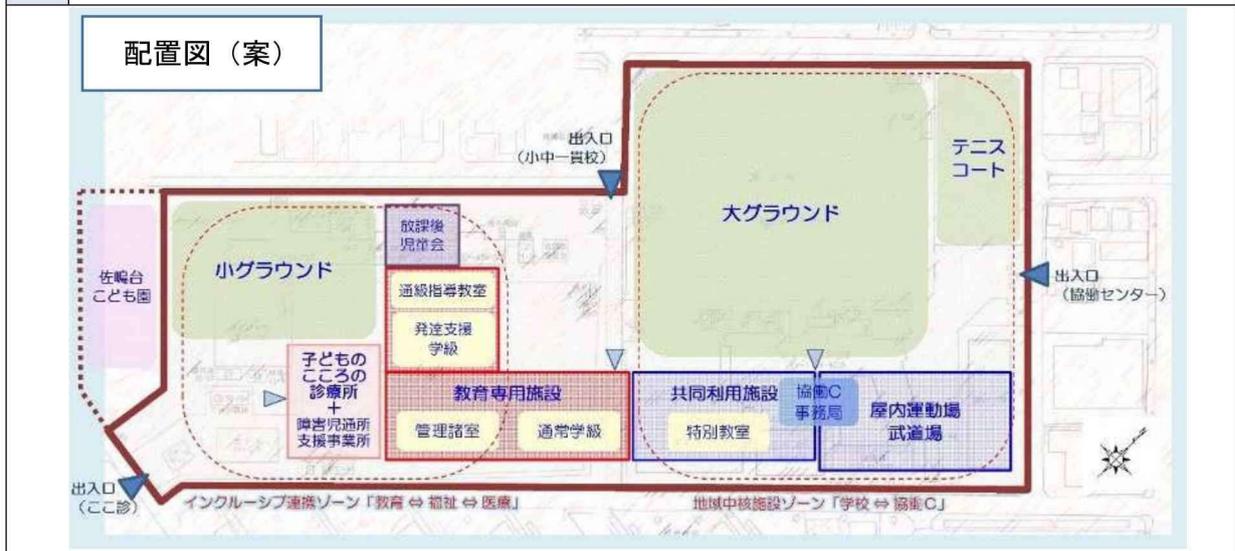
予算款	基本計画 分野別計画	事業費及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	こども・教育	151,654	0	0	0	151,654

※関連課 市民部市民協働・地域政策課(電話: 457-2094)、健康福祉部障害保健福祉課(電話: 457-2034)

※小学校建設事業の一部、中学校建設事業の一部の合計

※債務負担行為 事項: 佐鳴台地区施設複合化事業基本設計業務委託費 期間: 令和9年度まで  
限度額: 111,986千円

目的	学校施設を中心とした公共機能複合化により、地域コミュニティの活性化や、医療・福祉・教育連携によるインクルーシブ教育と教員育成・支援の充実を図る。
背景	市民の安全・安心と利便性向上や、子育て支援や教育の充実、地域コミュニティの活性化など「元気なまち・浜松」の実現に資する施設を目指して、複合化を検討した。
事業内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 総事業費 約 117.3 億円</p> <p>(2) 工期 令和 10 年度～令和 15 年度</p> <p>(3) 建設地 佐鳴台小学校及び佐鳴台中学校敷地</p> <p>(4) 複合化対象施設 佐鳴台小学校/放課後児童会、佐鳴台中学校、佐鳴台協働センター、 子どものこころの診療所</p> <p>2 複合化の内容(整備方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫校により交流を促進し、安全で連続性のある教育を提供</li> <li>・学校と協働センターの諸室の共同利用による利便性の向上と、こども・若者の居場所や地域の交流の場を創出</li> <li>・子どものこころの診療所を併設し、機能連携・相互支援により教員の育成・支援の充実を図るとともに、課題である診療機能拡充による初診待機期間を縮減</li> </ul>



(新規) 子どものこころの医学講座事業

健康福祉部障害保健福祉課  
電話:457-2034

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	33,000	5,287	0	0	27,713

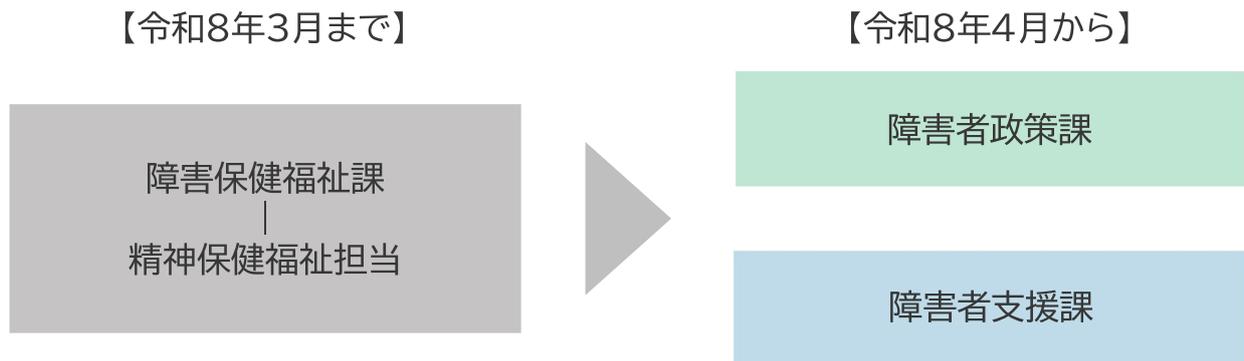
目的	地域におけるこどものこころの健康に関する診療体制を整えることにより、こどもの多様な特性を生かし、地域で安心して暮らせる社会の実現を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内における発達障害での障害者手帳所持者は平成 25 年度と令和 5 年度との比較で、5 倍以上 (H25: 1,171 人→R5: 6,188 人) となっており、発達に課題のある児童の増加に伴い、児童精神科の医療ニーズが増加している。</li> <li>ニーズの増加により、初診待機期間が長期化しているため、診療体制を拡充する必要がある。</li> </ul>
事業内容	<p>浜松医科大学に、子どものこころの医学講座を開設し、児童精神科医師の育成を通じ、子どものこころの診療所を始め、市内における診療体制の強化を図る。</p> <p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどものこころの診療に従事する医師の育成</li> <li>子どものこころの診療所における児童精神科医療の実践</li> <li>医療、福祉、教育の連携による児童の継続支援</li> </ul> <p>2 事業期間 5 か年 (令和 8 年～令和 12 年)</p>

<子どものこころ寄附講座 概要>

研究・活動分野		期待される効果
直接的効果	児童精神医療に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童精神医療に関わる医師の育成により、児童・生徒の行動特性に合った効果的介入法の的確な提案</li> <li>医師、教員及び福祉職等の多職種による共同支援の実現</li> </ul>
	児童精神科の啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生、保護者、教員等向けに市民公開講座や出張講座等を開催し、児童精神科医療に関する理解への啓発</li> </ul>
副次的効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附講座の設置により、児童精神科医が増員され、子どものこころの診療所における初診待機の状態の緩和</li> </ul>

# 令和8年4月1日付組織改正について

○ 障害保健福祉課を「障害者政策課」と「障害者支援課」に分課  
 管理職のマネジメントの強化、業務の効率的実施とサービスの質向上を図るため、身体・知的・精神といった3つの障害福祉施策を企画立案する「障害者政策課」と障害のある方への相談業務や医療保護などの支援を総括する「障害者支援課」の2課体制とします。これに伴い「精神保健福祉担当課長」を廃止します。



## 各課の主な所掌事務

<p><b>障害者政策課</b></p> <p>メールアドレス shougai-seisaku@ (事業者指導専用) syoghuku-shidou@</p> <p>※@以下は次のとおりです city.hamamatsu.shizuoka.jp</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者施策推進協議会、精神保健福祉審議会、障がい者自立支援協議会</li> <li>• 相談支援事業、医療的ケア児等支援事業</li> <li>• 地域活動支援センター</li> <li>• 手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成講座</li> <li>• 指定障害福祉サービス事業者等の指定及び指導・監督</li> <li>• 障害者虐待防止・障害者差別解消</li> <li>• 福祉避難所、個別避難計画等</li> <li>• 指定管理施設、外郭団体等との連絡調整</li> <li>• 障害者団体活動助成、障害者団体認定</li> <li>• 保育所等巡回支援事業、障害者就労支援</li> </ul>
<p><b>障害者支援課</b></p> <p>メールアドレス shougai-shien@ (精神保健専用) kokoro@</p> <p>※@以下は次のとおりです city.hamamatsu.shizuoka.jp</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者手帳(身体、療育、精神)</li> <li>• 障害福祉サービス等、障害児通所支援、補装具費</li> <li>• 自立支援医療(更生医療、精神通院)、重度心身障害者医療費助成</li> <li>• 移動支援事業・日中一時支援事業・日常生活用具</li> <li>• 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成、移動入浴サービス、施設利用入浴サービス、配食サービス、紙おむつ購入費助成、住宅改造費助成</li> <li>• 外出支援事業</li> <li>• 精神保健福祉法(精神科指定医、精神科病院の指定・指導監査を除く)</li> <li>• こころの健康相談</li> <li>• 特別障害者手当、特別児童扶養手当等</li> <li>• 心身障害者扶養共済制度</li> </ul>

※支給申請等の手続きに関する窓口は、これまでどおり各福祉事業所社会福祉課です。